

福岡県公報

平成二十一年三月十三日
第二千九百四十二号
増刊 ①

目次

規 則 (第四号・第五号)

福岡県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則の一部を改正する規則 (医療保険課) ……………一

パーキング・メーター作動手数料の収納方法を定める規則を廃止する規則 (警察本部駐車対策課) ……………五

告 示 (第四百六十八号)

福岡県造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示 (林業振興課) ……………五

規 則

福岡県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
平成二十一年三月十三日

福岡県規則第四号

福岡県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則の一部を改正する規則
福岡県知事 麻 生 渡

福岡県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則 (平成十八年福岡県規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二項の表中

老人保健医療費拠出金の納付に要する費用の額から退職被保険者等

交付年度の前年度の一月一日から交付年度の十二月

を

に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額を控除した額

三十一日までの間に納付を要するものの合計額

高額介護合算療養費の支給に要する費用の額	交付年度の前年度の一月一日から交付年度の十二月三十一日までの間に支給しているものの合計額
前期高齢者納付金の納付に要する費用の額	交付年度の前年度の一月一日から交付年度の十二月三十一日までの間に納付を要するものの合計額
後期高齢者支援金の納付に要する費用の額	交付年度の前年度の一月一日から交付年度の十二月三十一日までの間に納付を要するものの合計額

に

改め、同条第三項第一号中「及び高額療養費」を、「高額療養費及び高額介護合算療養費」に改め、同項第三号中「法第七十二条の二の二第一項」を「法第七十二条の三第一項」に改め、「基礎賦課額」の下に「及び後期高齢者支援金等賦課額」を、「基礎賦課額」の下に「及び後期高齢者支援金等課税額」を加え、同号の次に次の一号を加える。

四 交付年度の前年度の一月一日から交付年度の十二月三十一日までの間における前期高齢者交付金の額

第一条第五項中「法第七十二条の二の二第一項」を「法第七十二条の三第一項」に改める。

第三条第一号ハ中

「前年度一般被保険者一人当たり平均医療分保険料収納額×交付年度医療分保険料軽減対象一般被保険者数+前年度一般被保険者一人当たり平均介護分保険料収納額×交付年度介護分保険料軽減対象一般被保険者数」

「前年度被保険者一人当たり平均医療分保険料収納額×交付年度医療分保険料軽減対象被保険者数+前年度被保険者一人当たり平均後期高齢者支援分保険料収納額×交付年度後期高齢者支援分保険料軽減対象被保険者数+前年度被保険者一人当たり平均介護分保険料収納額×交付年度介護分保険料軽減対象被保険者数」

に改め、同号ハ備考4中「交付年度介護分保険料軽減対象一般被保険者数」を「交付年度介護分保険料軽減対象被保険者数」に、「一般被保険者の」を「被保険者の」に改め、同備考中4を6とし、同備考3中「前年度一般被保険者一人当たり平均介護分保険料

「前年度被保険者一人当たり平均介護分保険料収納額」に、「一般被保険者に係る」を「被保険者に係る」に、「前年度平均介護納付金賦課一般被保険者数」を「前年度平均介護納付金賦課被保険者数」に、「一般被保険者数」を「被保険者数」に、「前年度平均介護納付金賦課一般被保険者数」を「前年度平均介護納付金賦課被保険者数」に改め、同備考中3を5とし、同備考1中「前年度一般被保険者一人当たり平均医療分保険料収納額」を「前年度被保険者一人当たり平均医療分保険料収納額」に、「一般被保険者に係る」を「被保険者に係る」に、「介護納付金の」を「後期高齢者支援金等及び介護納付金の」に、「前年度平均一般被保険者数」を「前年度平均被保険者数」に、「一般被保険者数」を「被保険者数」に改め、同備考2中「交付年度医療分保険料軽減対象一般被保険者数」を「交付年度医療分保険料軽減対象被保険者数」に、「一般被保険者の」を「被保険者の」に改め、同備考2の次に次のように加える。

3 前年度被保険者一人当たり平均後期高齢者支援分保険料収納額とは、保険料を賦課している市町村にあつては、当該市町村において交付年度の前年度に納付すべきものとして賦課された被保険者に係る後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための保険料の総額のうち同年度において収納された額を前年度平均後期高齢者支援金等賦課被保険者数（交付年度の前年度における各月末における後期高齢者支援金等を賦課された被保険者数の合計数を十二で除して得た数）をいう。）で除して得た額を、国民健康保険税を課している市町村にあつては、当該市町村において交付年度の前年度に納付すべきものとして課された被保険者に係る後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の総額のうち同年度において収納された額を当該市町村における前年度平均後期高齢者支援金等課税被保険者数（交付年度における各月末における後期高齢者支援金等を課税された被保険者数の合計数を十二で除して得た数）をいう。）で除して得た額をいう。

4 交付年度後期高齢者支援分保険料軽減対象被保険者数とは、保険料を賦課している市町村にあつては、交付年度の国民健康保険法施行令第二十九条の第七項第三号イ及びロに掲げる世帯に属する後期高齢者支援金等を賦課された被保険者の数を、国民健康保険税を課している市町村にあつては、交付年度の地方税法施行令第五十六条の八十九第二項第二号イ及びロに掲げる世帯に属する

後期高齢者支援金等を課税された被保険者の数をいう。

第三条第一号二中「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同号亦中「退職被保険者等に係る額を除く。」を削り、同号へ(1)中「法第七十条第三項第一号」を「法第七十条第三項第一号イ又は同項第二号イ」に、「法第七十条第三項第二号」を「法第七十条第三項第一号ロ又は同項第二号ロ」に改め、同号下中「ハ」を「ニ」に改め、同号下中「ニ」を「ハ」に改め、同号下備考1中「一般被保険者一人当たり医療費」を「被保険者一人当たり医療費」に、「一般被保険者（老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による医療を受けることができる者を除く。）を「被保険者」に、「と医療諸費用額（一般被保険者（老人保健法の規定による医療を受けることができる者に限る。）に係る同法の規定による医療の給付に要する費用の額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、医療費、老人訪問看護療養費及び移送費の支給についての医療につき算定した費用の額並びに介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）による改正前の老人保健法の規定による老人保健施設療養費の支給についての医療につき算定した費用の額の合算額をいう。）との合算額」を削り、「年度平均一般被保険者数」を「年度平均被保険者数」に、「一般被保険者の」を「被保険者の」に改め、同号下備考2中「県平均一般被保険者一人当たり医療費」を「県平均被保険者一人当たり医療費」に、「療養諸費用額と医療諸費用額との」を「療養諸費用額の」に、「年度平均一般被保険者数」を「年度平均被保険者数」に改め、同号下中「ニ」を「ハ」に改め、同号下備考中「一般被保険者保険料収納割合」を「保険料収納割合」に、「一般被保険者に係る」を「被保険者に係る」に改め、同号下中「一般被保険者保険料収納割合」を「保険料収納割合」に、同号下(1)中「年平均一般被保険者数」を「年平均被保険者数」に、「一般被保険者の」を「被保険者の」に改め、同号下(2)及び(3)中「年平均一般被保険者数」を「年平均被保険者数」に改め、同条第二号中「ハ」を「ニ」に改め、同条第二号中「ハ」を「ニ」に改め、同条第二号中「ハ」を「ニ」に改め、同備考中「平均一般被保険者世帯数」を「平均世帯数」に改め、「から交付年度の前年度の三月から交付年度の二月までの各月末における被保険者が退職被保険者等のみである世帯の数の

合計数を十二で除して得た数を控除して得た数」を削る。
附則第七項を削る。

附則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則(以下「新規則」という。)の規定は、平成二十年度分の福岡県国民健康保険調整交付金から適用する。ただし、平成二十年三月三十一日以前の期間に係る新規則第二条第二項の規定による費用の算定については、なお従前の例による。

(経過措置)

2 平成二十年度及び平成二十一年度における財政健全化交付金の額は、第三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額(その額に五百円未満の端数があるときはその端数を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算した額)の合算額とする。

一 第三条第一号イからイまでに掲げる額の合算額に知事が別に定める率を乗じて得た額

二 次の式により算定した額(その額に五百円未満の端数があるときはその端数を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算した額とし、式の値が負数となるときは零とする。)(知事が別に定める率を乗じて得た額

$$\frac{\text{〔保険財政共同安定化事業等拠出金額〕} + \text{〔保険財政共同安定化事業等拠出金額〕}}{\text{〔保険財政共同安定化事業等拠出金額〕}} \times \text{〔保険財政共同安定化事業等拠出金額〕}$$

備考

1 保険財政共同安定化事業等拠出金額とは、交付年度に市町村が拠出する国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号。

(附則第十八条に掲げる標準保険財政共同安定化事業拠出金の額及び同条に掲げる標準高額医療費共同事業拠出金の二分の一に相当する額の合算額をいう。

2 保険財政共同安定化事業等交付金額とは、交付年度に市町村が交付を受ける

法附則第二十六条第一項第一号に掲げる交付金の額及び同項第二号に掲げる交付金に相当する額の合算額をいう。

三 第三条第二号に掲げる額

3 平成二十年度における福岡県国民健康保険調整交付金については、第二条第三項第三号及び同条第五項中「法第七十二条の三第一項」とあるのは「法第七十二条の三第一項及び法附則第二十四条第一項」と、第三条第一号へ中「法第七十条第三項第一号イ又は同項第二号イ」とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号。以下「平成十八年改正法」という。)(第十三条の規定による改正前の法第七十条第三項第一号」と、「法第七十条第三項第一号口又は同項第二号口」とあるのは「平成十八年改正法第十三条の規定による改正前の法第七十条第三項第一号」と、法第七十条第三項第一号へ中「法第七十条第三項第一号イ又は同項第二号イ」とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号。以下「平成十八年改正法」という。)(第十三条の規定による改正前の法第七十条第三項第一号口又は同項第二号口」とあるのは「平成十八年改正法第十三条の規定による改正前の法第七十条第三項第一号」と読み替えて適用する。

4 平成二十一年度における福岡県国民健康保険調整交付金については、第二条第三項第三号及び同条第五項中「法第七十二条の三第一項」とあるのは「法第七十二条の三第一項及び法附則第二十四条第一項」と、第三条第一号へ中「法第七十条第三項第一号イ又は同項第二号イ」とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号。以下「平成十八年改正法」という。)(第十三条の規定による改正前の法第七十条第三項第一号」と、「法第七十条第三項第一号口又は同項第二号口」とあるのは「平成十八年改正法第十三条の規定による改正前の法第七十条第三項第一号」と読み替えて適用する。

5 退職被保険者等所属市町村について、改正後の第二条及び第三条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条第一項	条例第三条第一項	条例附則第二項の規定により読み替えられた条例第三条第一項
第二条第二項	条例第三条第一項第一号	条例附則第二項の規定により読み替えられた条例第三条第一項第一号
第二条第三項	条例第三条第一項第一号	条例附則第一項の規定により読み替えられた

第二号	第四条第二項から同条第七項まで	た条例第三条第一項第一号
第二号	法第七十条第三項	附則第二条の規定により読み替えられた算定省令第四条第二項から同条第七項まで
第二号	法第七十二条の三第一項	法附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十条第三項
第二号	法第七十二条の三第一項	法附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項
第二号	前期高齢者交付金の額	前期高齢者交付金の額から前期高齢者交付金の額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額
第二号	法第七十二条の三第一項	法附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項
第二号	前年度被保険者一人当たり平均医療分保険料収納額	前年度一般被保険者一人当たり平均医療分保険料収納額
第二号	前年度被保険者一人当たり平均後期高齢者支援分保険料収納額	前年度一般被保険者一人当たり平均後期高齢者支援分保険料収納額
第二号	交付年度医療分保険料軽減対象被保険者数	交付年度医療分保険料軽減対象一般被保険者数
第二号	交付年度後期高齢者支援分保険料軽減対象被保険者数	交付年度後期高齢者支援分保険料軽減対象一般被保険者数
第二号	前年度被保険者一人当たり平均介護分保険料収納額	前年度一般被保険者一人当たり平均介護分保険料収納額
第二号	交付年度介護分保険料軽減対象被保険者数	交付年度介護分保険料軽減対象一般被保険者数
第二号	被保険者に係る	一般被保険者に係る
第二号	前年度平均被保険者数	前年度平均一般被保険者数
第二号	被保険者数の	一般被保険者数の
第二号	被保険者の	一般被保険者の
第二号	前年度平均後期高齢者支援金等賦課被保険者数	前年度平均後期高齢者支援金等賦課一般被保険者数
第二号	前年度平均後期高齢者支援金等課税被保険者数	前年度平均後期高齢者支援金等課税一般被保険者数

第三条第一項	前年度平均介護納付金賦課被保険者数	前年度平均介護納付金賦課一般被保険者数
第三条第一項	前年度平均介護納付金課税被保険者数	前年度平均介護納付金課税一般被保険者数
第三条第一項	被保険者	一般被保険者
第三条第一項	算定省令第六条第一号	算定省令附則第二条の規定により読み替えられた算定省令第六条第一号
第三条第一項	減免額	減免額（退職被保険者等に係る額を除く。）
第三条第一項	特別療養費の額	特別療養費の額（退職被保険者等に係る額を除く。）
第三条第一項	算定省令第六条第一号	算定省令附則第二条の規定により読み替えられた算定省令第六条第一号
第三条第一項	法第七十条第三項第一号イ	法附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十条第三項第一号イ
第三条第一項	同項第二号イ	法附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十条第三項第二号イ
第三条第一項	法第七十条第三項第一号ロ	法附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十条第三項第一号ロ
第三条第一項	同項第二号ロ	法附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十条第三項第二号ロ
第三条第一項	条例第三条第一項第一号に掲げる額及び同項第二号	条例附則第二項の規定により読み替えられた条例第三条第一項第一号及び同項第二号
第三条第一項	県平均被保険者一人当たり医療費	県平均一般被保険者一人当たり医療費
第三条第一項	平均被保険者数	平均一般被保険者数
第三条第一項	被保険者一人当たり医療費	一般被保険者一人当たり医療費
第三条第一項	被保険者に係る	一般被保険者に係る
第三条第一項	年度平均被保険者数	年度平均一般被保険者数
第三条第一項	被保険者の	一般被保険者の
第三条第一項	被保険者の	一般被保険者の
第三条第一項	被保険者の	一般被保険者の
第三条第一項	被保険者の	一般被保険者の

第一号子	保険料収納割合	一般被保険者保険料収納割合
	被保険者に係る	一般被保険者に係る
第二号第一項	保険料収納割合	一般被保険者保険料収納割合
第一号リ	年平均被保険者数	年平均一般被保険者数
	被保険者の	一般被保険者の
第二号第一項	平均被保険者数	平均一般被保険者数
第二号	平均世帯数	平均一般被保険者世帯数
	十二で除して得た数	十二で除して得た数から交付年度の前年度の三月から交付年度の二月までの各月末における被保険者が退職被保険者等のみである世帯の数の合計数を十二で除して得た数を控除して得た数

6 平成二十五年三月三十一日までの間、市町村（退職被保険者等所属市町村を除く。）について、第二号及び第三号の規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二号第一項	条例第三号第一項	条例附則第三項の規定により読み替えられた条例第三号第一項
第二号第二項	条例第三号第一項第一号	条例附則第三項の規定により読み替えられた条例第三号第一項第一号
	後期高齢者支援金	後期高齢者支援金及び病床転換支援金
第二号第三項	条例第三号第一項第一号	条例附則第三項の規定により読み替えられた条例第三号第一項第一号
第二号第一項	後期高齢者支援金等及び	後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに
第二号第八	後期高齢者支援金等の	後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の
	後期高齢者支援金等を	後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等を
第二号第一項	条例第三号第一項第一号	条例附則第三項の規定により読み替えられた条例第三号第一項第一号

7 平成二十五年三月三十一日までの間、退職被保険者等所属市町村について、附則第五項の規定により読み替えられた第二号及び第三号の規定を適用する場合には、これらの規定のうち「条例附則第二項」とあるのは「条例附則第三項により読み替えられた、条例附則第二項」と、「後期高齢者支援金」とあるのは「後期高齢者支援金及び病床転換支援金の」と、「後期高齢者支援金等及び」とあるのは「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに」と、「後期高齢者支援金等の」とあるのは「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の」と、「後期高齢者支援金等を」とする。

平成二十一年三月十三日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第五号

則
パーキング・メーター作動手数料の収納方法を定める規則を廃止する規則

パーキング・メーター作動手数料の収納方法を定める規則（昭和四十七年福岡県規則第七十六号）は、廃止する。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。



福岡県告示第四百六十八号

福岡県造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年三月十三日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示

福岡県造林事業補助金交付規程（昭和五十四年十一月福岡県告示第六百七十六号）の一部を次のように改正する。

別表一及び別表四を次のように改める。

別表1 育成林整備事業

事業の区分	事業主体	事業の規模	補助金の額	事業の実施要件
育成単層林整備 整理伐 単層林改良 人工造林 保育 植栽型 倒木起こし 除伐 間伐 特定高齢級間伐 枝打ちa・b 下刈 雪起こし 天然更新型 除伐 間伐 特定高齢級間伐	市町村、森林整備法人、林業（造林）公社及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律117号）の規定に基づき選定された事業者（PFI事業者）	1 施行地につき、0.1ヘクタール以上 1 施行地につき、0.1ヘクタール以上 1 事業主体につき、4.0ヘクタール以上	当該事業に要した経費について、知事が査定した額の50パーセント	市町村森林整備事業計画に基づき行う事業とする。ただし、PFI事業者については、対象を市町村有林で行うものに限る。 また、長期育成循環整備については、分収方式によるものを除く。 なお、分収方式解除後の森林施業は、森林整備法人が、分収林契約の契約期間の途中で当該契約を解除した後継続して実施するものを対象とする。
育成複層林整備 整理伐 人工林整理伐 受光伐 抜き伐り 枝払い 樹下植栽等 複層林改良 植栽型 下刈 雪起こし 倒木起こし 除伐 間伐 天然更新型 除伐 間伐	市町村、森林整備法人、林業（造林）公社及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律117号）の規定に基づき選定された事業者（PFI事業者）	1 施行地につき、0.1ヘクタール以上	当該事業に要した経費について、知事が査定した額の50パーセント	市町村森林整備事業計画に基づき行う事業とする。ただし、PFI事業者については、対象を市町村有林で行うものに限る。 また、長期育成循環整備については、分収方式によるものを除く。 なお、分収方式解除後の森林施業は、森林整備法人が、分収林契約の契約期間の途中で当該契約を解除した後継続して実施するものを対象とする。

育成単層林作業道		1 施行地につき、0.1ヘクタール以上 1 事業主体につき、4.0ヘクタール以上		
機能増進保育 機能増進保育作業道				
団地間伐 間伐 枝打ち 林床保全整備 団地間伐作業道				
誘導伐 抜き切り 枝払い				
樹下植栽等				
長期育成循環改良				
保育 植栽型 雪起こし 倒木起こし 除伐 間伐				
天然更新型 雪起こし 除伐 間伐				
長期育成循環作業道				
付帯施設等整備 鳥獣害防止施設等 鳥獣害防止施設等 標識類等				
整理伐 単層林改良 人工造林 保育 植栽型 下刈 雪起こし 倒木起こし 除伐 間伐 特定高齢級間伐	<p>地方公共団体、森林組合、生産森林組合、森林整備法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する法人、森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等及び森林法施行令第11条第8号に規定する団体、森林実施計画の認定を受けた者、市町村と森林整備に関する協定を締結した森林所有者及び森林の</p>	<p>1 施行地につき、0.1ヘクタール以上 1 事業主体につき、4.0ヘクタール以上（ただし、生産森林組合が事業主体の場合には3.0ヘクタール以上、森林実施計画の認定を受けた者、市町村と森林整備に関する協定を締結した森林所有者、森林法施行令第11</p>	<p>当該事業に要した経費について、知事が査定した額の40パーセント</p>	<p>市町村森林整備事業計画に基づき行う事業とする。</p>
育成単層林整備				
流域育成林整備事業				

枝打ち a・b 天然更新型 育成単層林作業道 整理伐 人工林整理伐 受光伐 樹下植栽等 複層林改良 保育 天然更新型 機能増進保 育 団地間伐 林床保全整備	下刈	間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号。以下、「間伐等促進法」という。）に規定する特定間伐等促進計画に基づき間伐等を実施する者 条第7号に掲げる特定非営利活動法人等及び間伐等促進法に規定する特定間伐等促進計画に基づき間伐等を実施する者が事業主体の場合には0.5ヘクタール以上） 1 施行地につき、0.1ヘクタール以上 1 施行地につき、0.1ヘクタール以上 1 事業主体につき、4.0ヘクタール以上（ただし、生産森林組合が事業主体の場合には3.0ヘクタール以上、森林施業計画
	雪起こし	
	除伐	
	間伐	
	特定高齢級間伐	
	育成単層林作業道	
	整理伐	
	人工林整理伐	
	受光伐	
	枝払い	
	樹下植栽等	
	複層林改良	
	下刈	
	雪起こし	
	倒木起こし	
除伐		
間伐		
天然更新型		
雪起こし		
除伐		
間伐		
機能増進保		
育		
機能増進保作業道		
間伐		
間伐		
枝打ち		
林床保全整備		

長期育成循環整備 付帯施設等整備	団地間伐作業道	の認定を受けた者、市町村と森林整備に関する協定を締結した森林所有者、森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等及び間伐等促進法に規定する特定間伐等促進計画に基づき間伐等を実施する者が事業主体の場合には0.5ヘクタール以上)
	誘導伐	
	抜き切り	
	枝払い	
	樹下植栽等	
	長期育成循環改良	
	植栽型	
	下刈	
	雪起こし	
	倒木起こし	
	除伐	
	間伐	
天然更新型		
下刈		
雪起こし		
除伐		
間伐		
長期育成循環作業道林内作業場等		
林床保全整備		
高性能林業機械作業道		
鳥獣害防止施設等		
鳥獣害防止施設等		
標識類等		

別表4 長期作業道及び作業道等

事業の区分	事業主体	事業の規模	補助金の額	事業の実施要件
長期間継続使用作業道 育成単層林作業道 育成複層林作業道 機能増進保育作業道 団地間伐作業道 長期育成循環作業道 森林空間作業道 絆の森作業道 高性能林業機械作業道 特定林地改良作業道 衛生伐作業道	該当する事業に準じる。	下列を除く造林予定面積が概ね3ヘクタール以上	当該事業に係る補助率とする。	当該補助対象造林事業の実施面積1ヘクタール当りの延長は、概ね300メートルを限度とする。 また、各事業計画期間内での造林計画の達成が確実であること。
上記以外の作業道等	該当する事業に準じる。 ただし、森林所有者が事業主体となれるのは、車道幅員1.8メートル未満のもののみ。	下列を除く造林予定面積が概ね3ヘクタール以上 ただし、車道幅員1.8メートル未満のものについては、当該面積が採択規模以上		造林計画の期間は3年以内とし、当該補助対象造林事業の実施面積1ヘクタール当りの延長は、車道幅員1.8メートル以上については概ね300メートル、車道幅員1.8メートル未満については概ね500メートルを限度とする。 また、各事業計画期間内での造林計画の達成が確実であること。

附則
この告示は、公布の日から施行し、改正後の福岡県造林事業補助金交付規程の規定は、平成二十年度の補助金から適用する。

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）